

IV アンケート・ヒアリング結果から見た本県の現状

プラン策定に当たり、県内企業等へのアンケート及び、ヒアリング調査を実施

アンケート調査：県内企業 3,015 社、市町村・関係団体 273 団体

ヒアリング調査：中小企業 272 社、大学・研究機関 74 機関、県外自治体 5 県

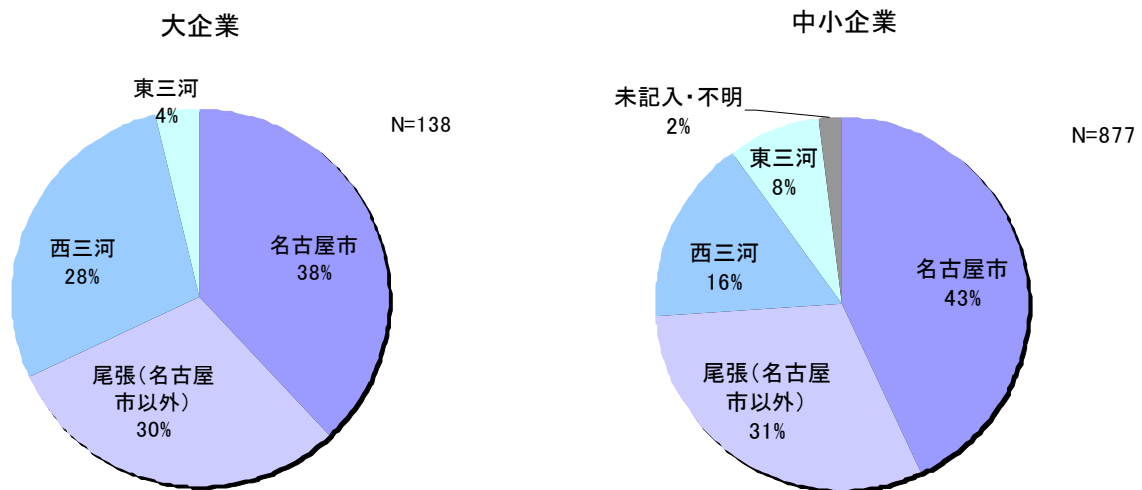
(1) アンケート回答企業の属性について

調査対象：IPDL[※]検索にて、特許権・実用新案権・商標権等の権利化を行っている企業

	大企業	中小企業
調査区分	県内所在の大企業 (従業員 301 名以上)	県内所在の中小企業 (従業員 300 名以下)
配布数	349 社	2,666 社
回収数	138 社	877 社
回収率	39.5%	32.9%

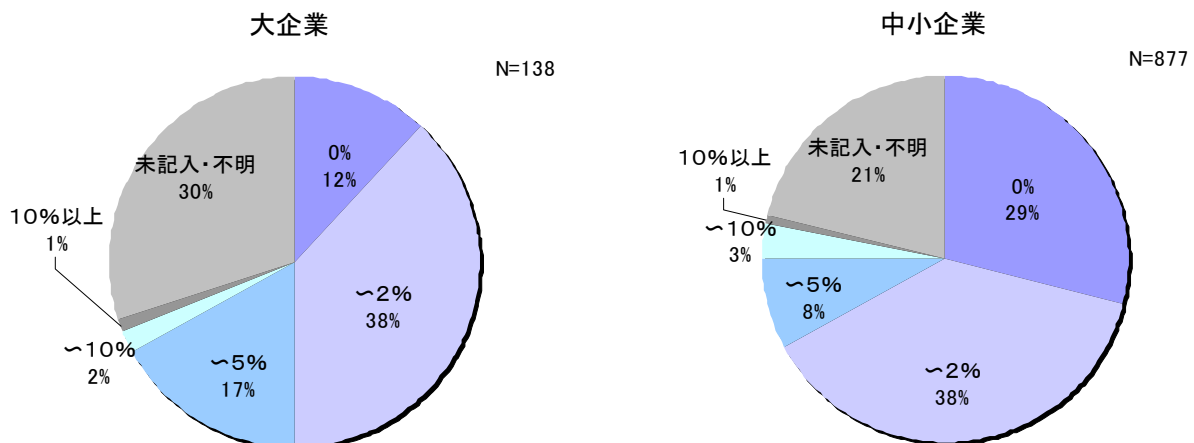
※IPDL (特許電子図書館) : (独)工業所有権情報・研修館が提供する産業財産権情報をインターネットを利用して閲覧できるサービス。

(会社所在地について)



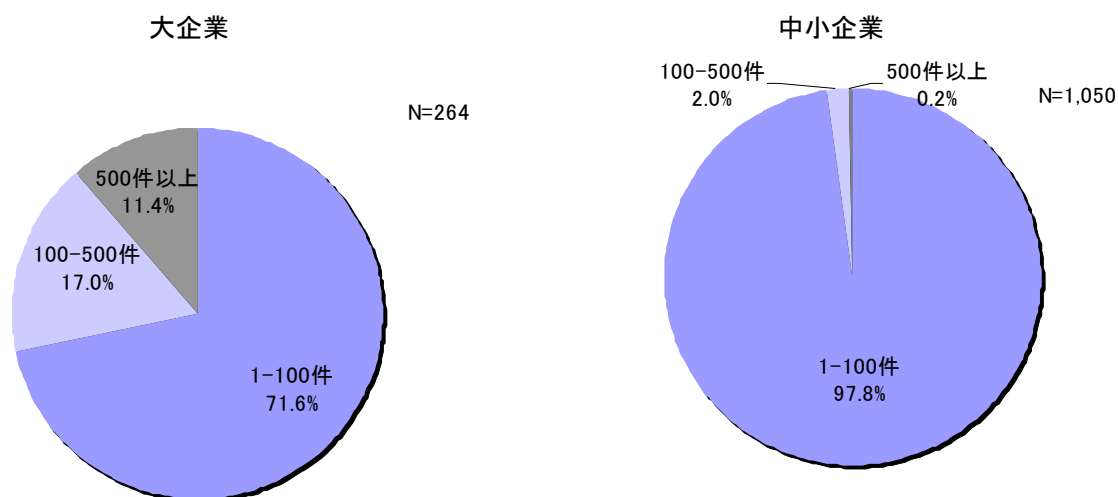
(売上に対する研究開発費について)

○ 売上に対する研究開発費が「～2%」の企業は、大企業・中小企業とも 38%で最多。また、中小企業では、29%が研究開発費ゼロと回答。



(IPDL 調査による調査対象企業の特許保有件数)

- 大企業では、保有件数 100 件以上の企業が 28.4%。そのうち、1,000 件以上保有する企業が 5%。
- 中小企業では、保有件数 100 件以下が 97.8%。そのうち、20 件以下の企業が 90%。



(知財出願・保有企業の一社あたり平均値)

- 大企業では 1,000 件以上、中小企業では 500 件以上の企業の存在が、平均を押し上げている。
- 企業規模にかかわらず、積極的に権利化を進める企業と、そうではない企業との差が拡大しつつある。
- 大企業では、出願件数に対する保有件数の割合が 56%、大学・研究機関では 25%、一方、中小企業はほぼ同数で、中小企業では出願＝権利化の傾向が強い。

		大企業	中小企業	大学・研究機関
特許	出願 (共同出願)	608 (133)	15 (5)	106 (71)
	保有 (共同保有)	340 (89)	13 (5)	27 (17)
実用新案	出願 (共同出願)	6 (1)	2 (1)	1 (1)
	保有 (共同保有)	6 (1)	2 (1)	2 (1)
商標	出願 (共同出願)	58 (4)	8 (3)	
	保有 (共同保有)	94 (5)	12 (4)	11
意匠	出願 (共同出願)	73 (12)	11 (4)	
	保有 (共同保有)	93 (12)	10 (4)	8 (1)

※ () 内は、共同出願・保有で内数

- ・ 今回調査対象とした企業全てを調査し、知財を保有している企業を対象に、調査を実施。
- ・ グループ企業の知財を一括管理しているケースは集計に含まない。
- ・ 検索結果 0 件の企業は、平均保有件数からは除外。

(2) 知財への取組と体制の整備について

(経営における知財の位置付けと、規定等の整備について)

- 企業の規模にかかわらず、知財を経営上重要として捉えている企業ほど、知財戦略や各種規定等の策定を進めている傾向があった。
- 大企業の75%で規定等を策定しているのに対し、中小企業は27%と低くなっているが、45%は将来策定を検討したいと考えており、必要性については認知されてきていると思われる。

大企業 N=129

(%)

	経営計画(戦略)の一環として策定	独立した知財戦略を策定	職務発明制度等を個別に策定	定めていないが、将来検討したい	定めていない。将来も予定なし	その他	未記入不明
経営の根幹をなすものと位置づけ	50	18	32	0	0	0	0
経営上必要なもの	8	11	59	13	9	1	0
関心はあるが、特に取組はない	0	0	13	33	53	0	0
関心はあるが、対応がわからない	0	0	0	100	0	0	0
未記入・不明	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	11	50	14	12	1	0

中小企業 N=735

(%)

	経営計画(戦略)の一環として策定	独立した知財戦略を策定	職務発明制度等を個別に策定	定めていないが、将来検討したい	定めていない。将来も予定なし	その他	未記入不明
経営の根幹をなすものと位置づけ	53	3	18	23	2	0	0
経営上必要なもの	15	3	18	48	13	1	2
関心はあるが、特に取組はない	1	0	4	47	45	1	2
関心はあるが、対応がわからない	0	0	7	36	57	0	0
未記入・不明	0	7	7	33	7	0	47
合計	13	2	12	45	25	1	2

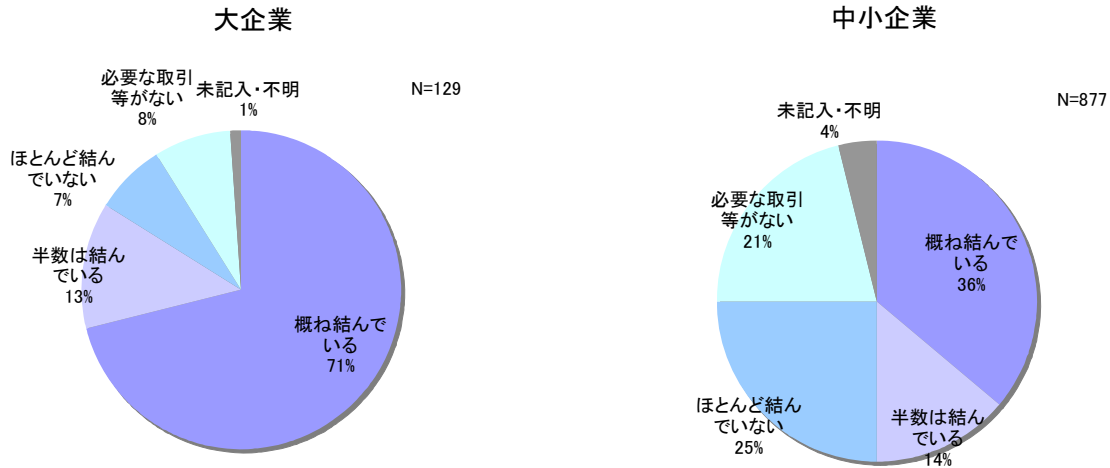


中小企業ヒアリングから

- ・ 経営者層の知財への関心は全体に高く、「低い」とコメントした企業は全体の5%。
- ・ 関心は高くないが、職務発明制度については設けているとする企業もあった。
- ・ 特許等は重要であるが、景気が悪くそれどころではないとする意見もあった。
- ・ 一方、景気後退で受注が減ったことから、自社のノウハウを活かした新たな分野への挑戦を行っている企業もある。

(秘密保持契約について)

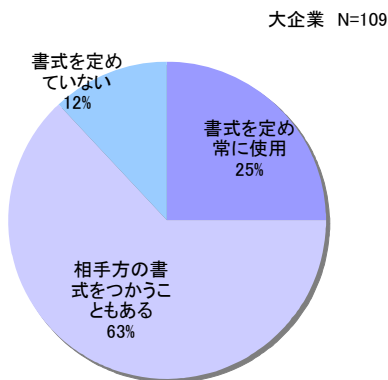
○ 大企業では、84%が秘密保持契約を結んでいるのに対して、中小企業では 50%にとどまっており、25%はほとんど結んでいないとしている。



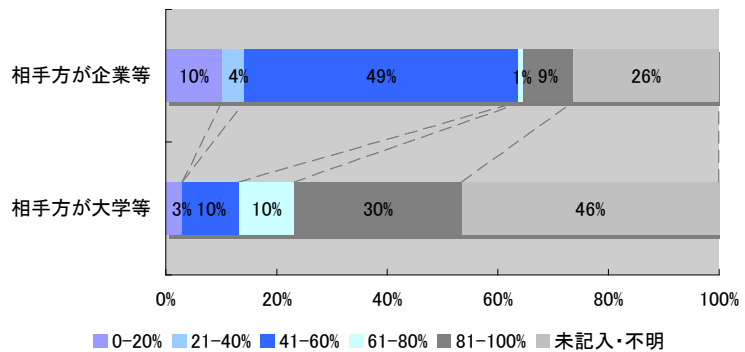
(秘密保持契約の書式について)・・・大企業のみ設問

- 秘密保持契約を結ぶ際に、自社の書式を定めているかには、88%が定めていると回答。
- 相手方が企業の場合は自社の書式を、大学等の場合は相手方の書式を使うことが多い。

秘密保持契約の自社書式について



秘密保持契約の際に、相手方の書式を利用する率



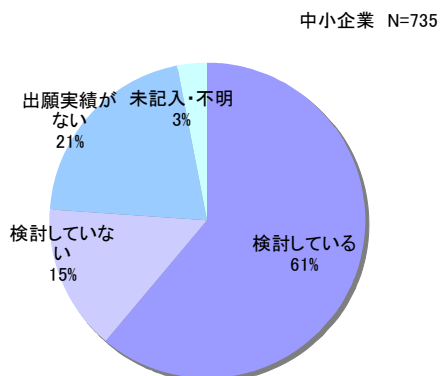
中小企業ヒアリングから

- ・ 中小企業では、親会社や取引先に、秘密保持契約を要求できないとの意見も。
- ・ 秘密保持契約を結んでいない理由としては、「秘密がない」、「信頼関係で仕事している」など。
- ・ 取引や共同研究の内容、相手方の体制（担当者の交代など）を考慮して、秘密保持契約の有無を検討している企業も。
- ・ 社員と会社の間でも秘密保持契約を結んでいるケースもあり。

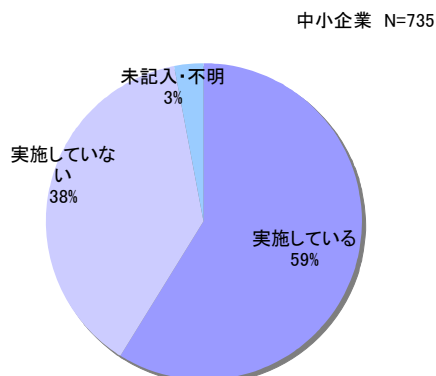
(秘匿の検討・先行技術調査について)・・・中小企業のみ設問

- 出願実績のある企業の多くが、秘匿についても検討を行なっている。
- 先行技術調査については、40%近い中小企業が実施をしていない。
- 先行技術調査の方法としては、外部専門家が64%、IPDLが51%（複数回答）。

出願に当たり、秘匿についても検討しているか



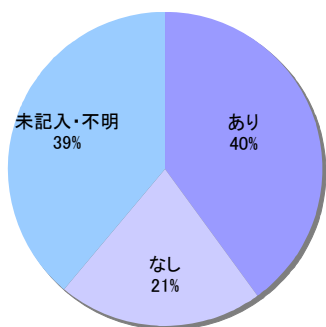
先行技術調査を実施しているか



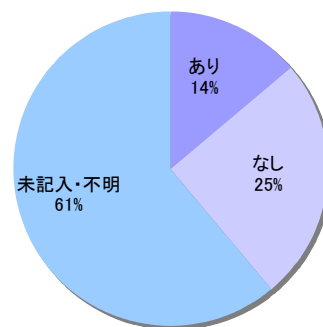
(営業秘密・ノウハウの保有について)

- 大企業では40%、中小企業では14%が、営業秘密・ノウハウを保有していると回答。
- 中小企業では、出願に際して61%が秘匿についても検討しているが、営業秘密・ノウハウを保有しているとした企業は14%のみ。

大企業 N=138



中小企業 N=877



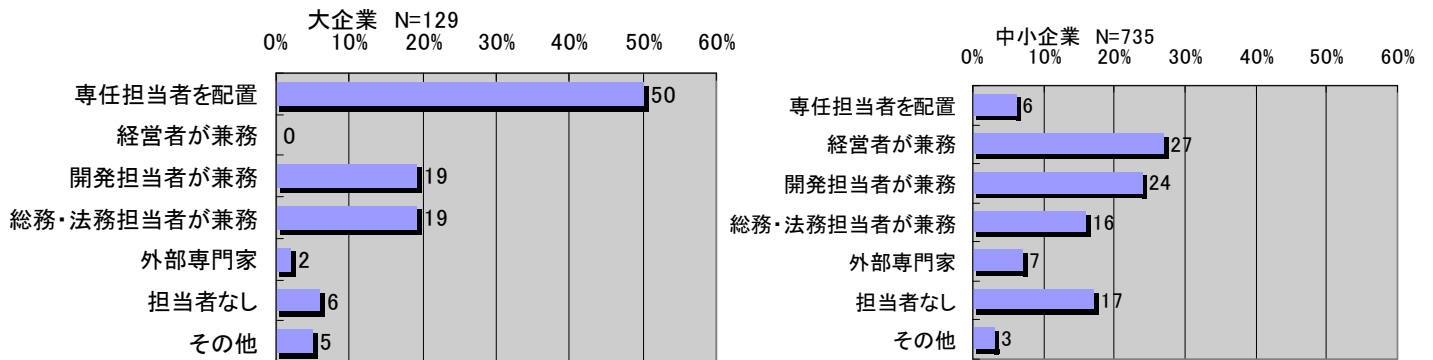
中小企業ヒアリングから

- ・ 先行技術調査については、親会社に任せているとした意見も。
- ・ 情報流出のデメリットが大きい製造工程に関する案件などは秘匿としている。
- ・ どうしても守りたいノウハウを、特許申請と取り下げを繰り返すことで、対策していると回答した企業があった。
- ・ ノウハウにするかどうかを、特許事務所に相談する企業はわずか10%程度。

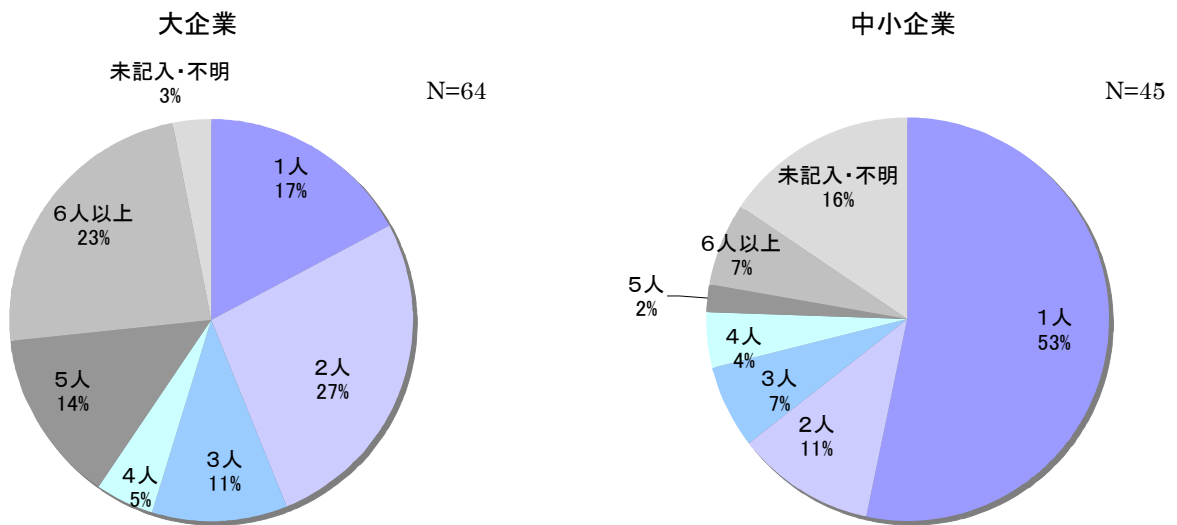
(知財に関する社内体制について)

- 大企業では、50%が専任の担当者を配置、80%は複数の担当者を配置。
- 中小企業では、ほとんどが兼務で、経営者自らの兼務が最多。
- 担当者数は、大企業の半数以上が3名以上であるのに対し、中小企業では兼務の担当者1名が最も多数。

知財担当者の配置について



知財担当者の人数について

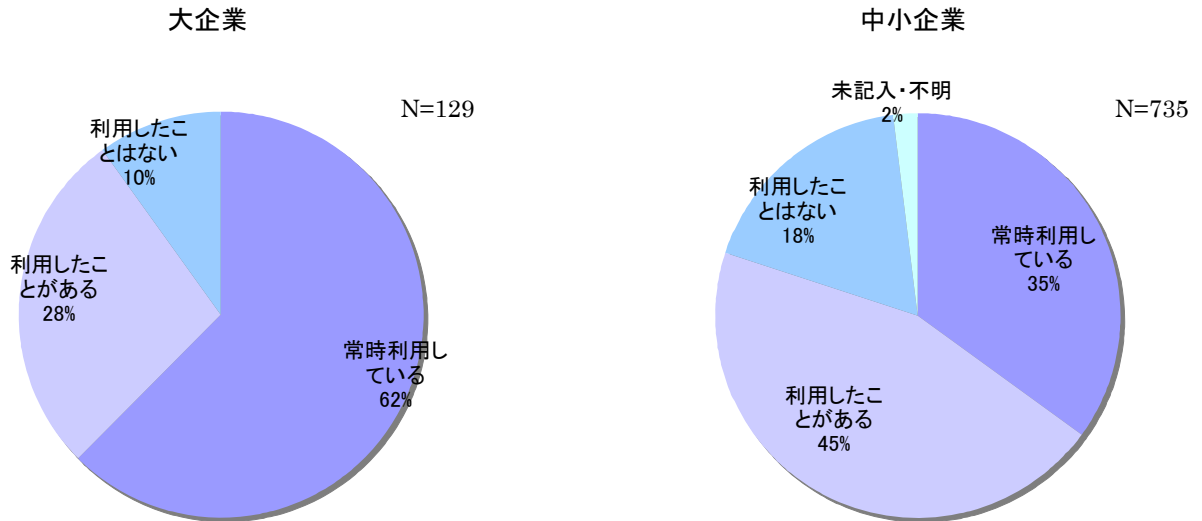


中小企業ヒアリングから

- ・ 一部企業では、大企業OBを顧問として採用している例や、外部コンサルタントへの委託を行っている事例があった。
- ・ 開発型の企業では、経営者自らが知財に関心を持っており、自ら出願している事例もあった。
- ・ 経営者が知財に関心のない企業では、技術者が担当している例が多いが、経費等で苦勞している事例があった。

(外部専門家の利用について)

- 大企業では、90%が、中小企業でも 80%が外部専門家を利用。
- 利用している外部専門家は、弁護士・弁理士で全体の 90%。



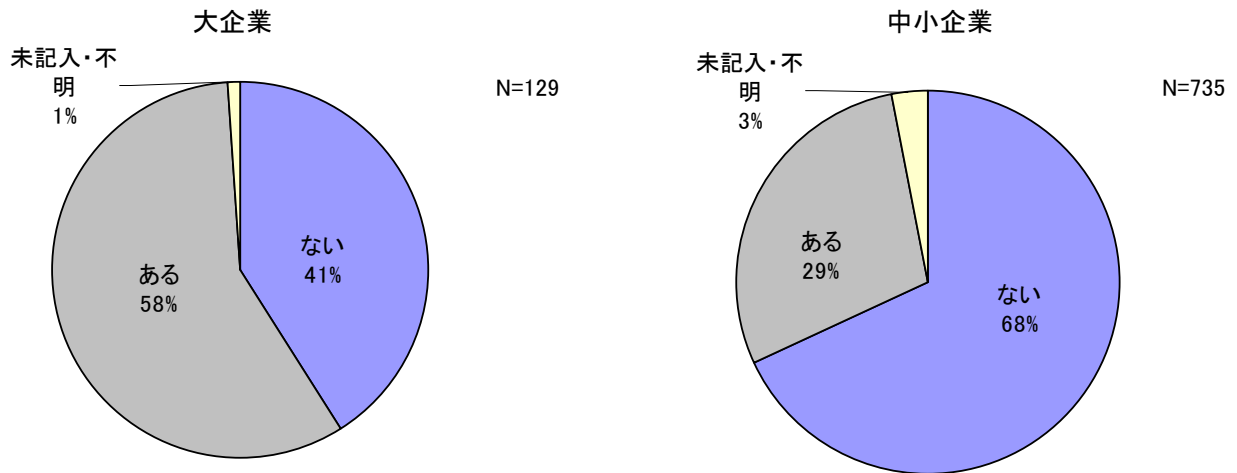
中小企業ヒアリングから

- ・ 出願を常に行っている企業のほとんどが、特許事務所等を利用している。一方、弁護士の利用は、トラブルの発生時が中心。
- ・ 外部専門家を利用するに当たっての課題では、コストが掛かることが最も多い意見。
- ・ 公的な支援機関を利用しない理由としては、「内容がよく分からない」、「窓口が分かりにくい」、「敷居が高い」等の意見も。
- ・ 公的な支援機関を利用した企業からは、評価する意見が多い。

(3) 知的財産に関するトラブルについて

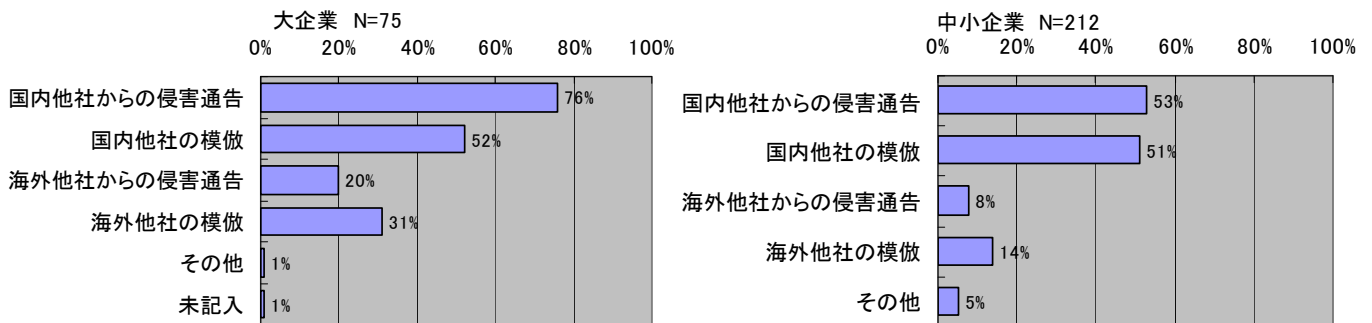
(知的財産におけるトラブル経験について)

- 大企業では約 60%が、中小企業でも約 30%が知財に関するトラブルを経験。



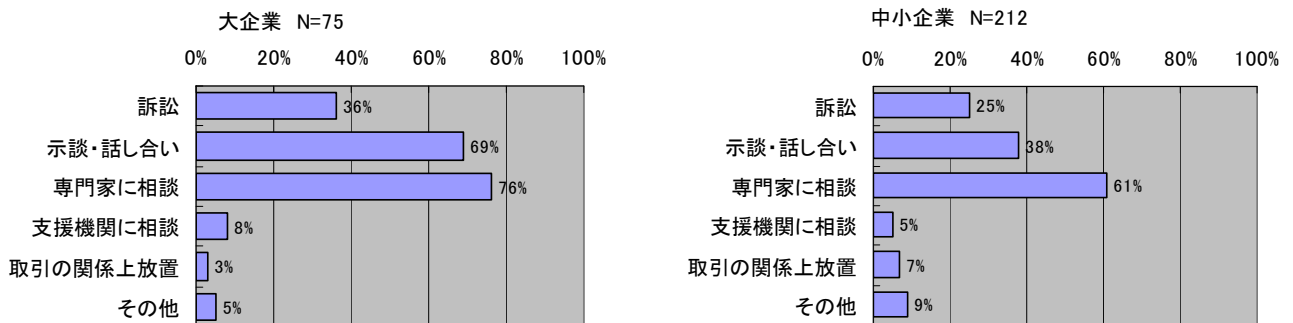
(トラブルの内容について)

- トラブルの相手先は、大企業・中小企業共に国内企業が多く、特に大企業では 70%を超える企業が、国内他社から侵害通告を受けている。
- 中小企業においても、海外からの侵害通告、模倣に関するトラブルを経験。



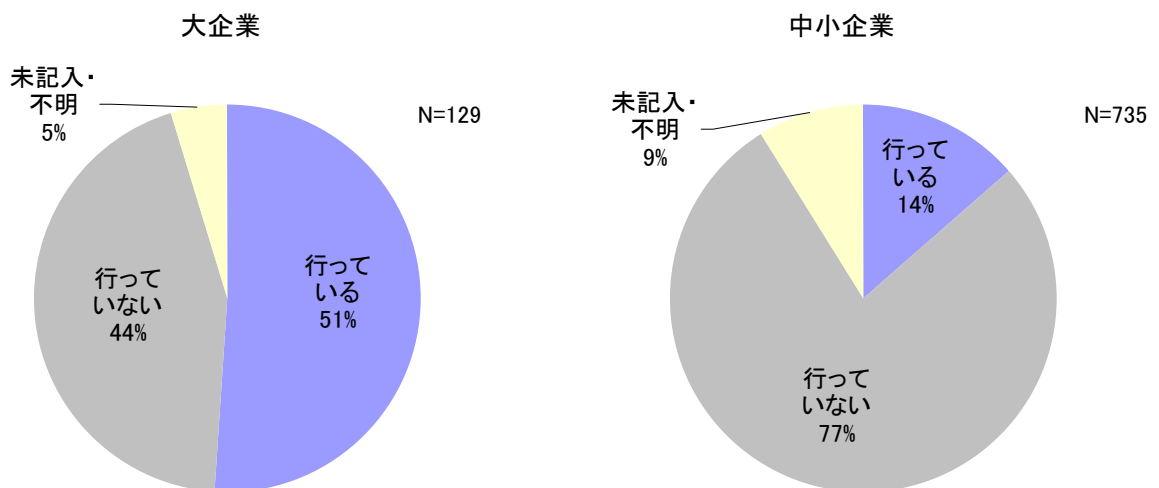
(トラブルへの対応について)

- トラブルの相談先としては、弁理士・弁護士等の専門家が中心。
- 実際のアクションとしては、示談・話し合いでの解決が多いが、訴訟まで行くケースも約 30%。



(トラブルへの予防対策について)

- トラブルへの予防策については、大企業においては51%、中小企業では14%しか行われていない。



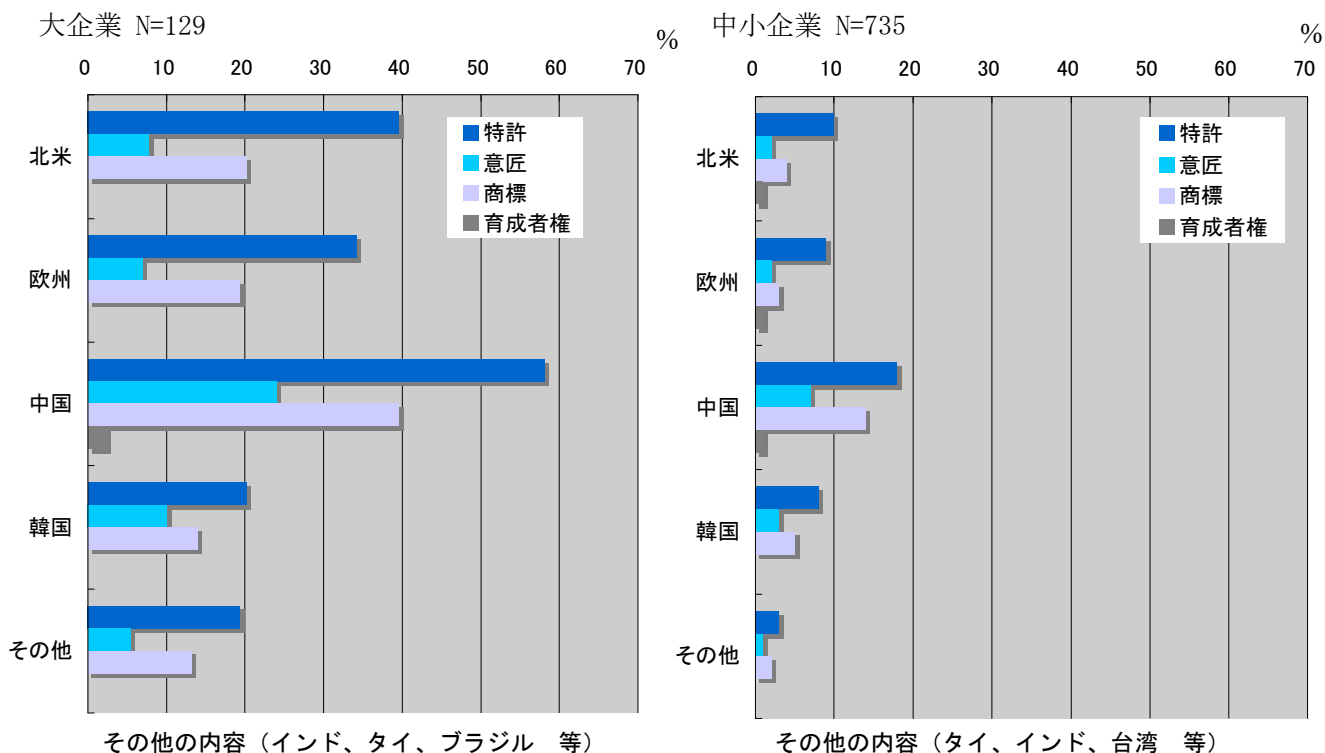
中小企業ヒアリングから

- ・ トラブルが発生した場合、訴訟をしないのは、時間と経費がかかるのが嫌だから。
- ・ 親会社や取引先とのトラブルでは、泣き寝入りするしかないとした企業もあり。
- ・ ノウハウの管理ができていなかった（研究記録の散逸等）ことで失敗した事例も。
- ・ インターネット上で、著作権の侵害事例を発見しても、出所等の特定が困難で苦勞しているとする企業もあった。
- ・ トラブルの対策については、何をすれば良いのか分からないとする意見あり。

(4) 海外出願について

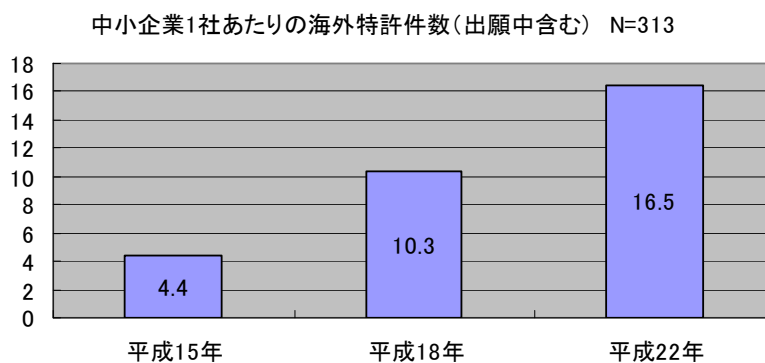
(外国出願において今後重視していきたい地域について)

- 今後重視していきたい地域としては、全ての分野で中国が最も多数。
- 未記入・不明(大企業 56 件 43%、中小企業 531 件 72%)を除くと、大企業でほぼ 100%、中小企業で 70%が中国への特許を重視。



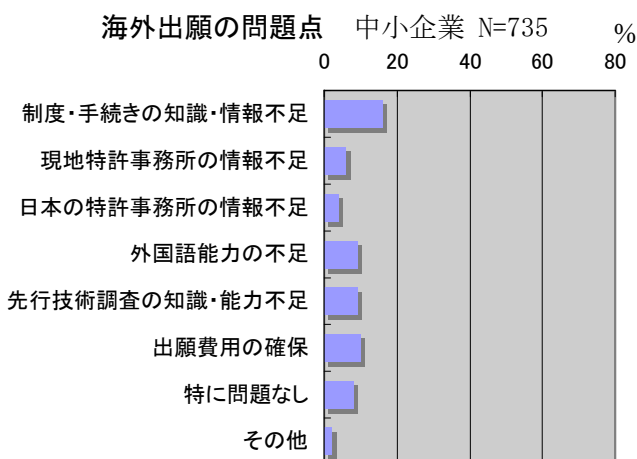
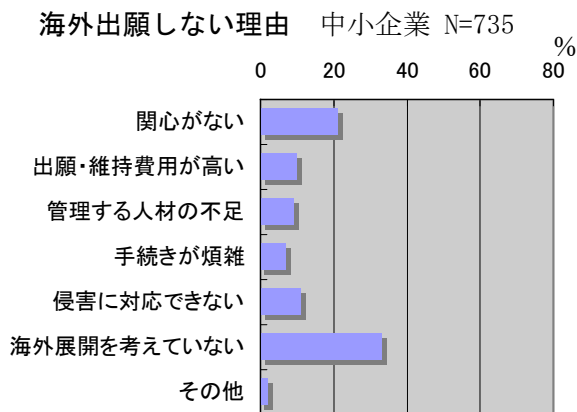
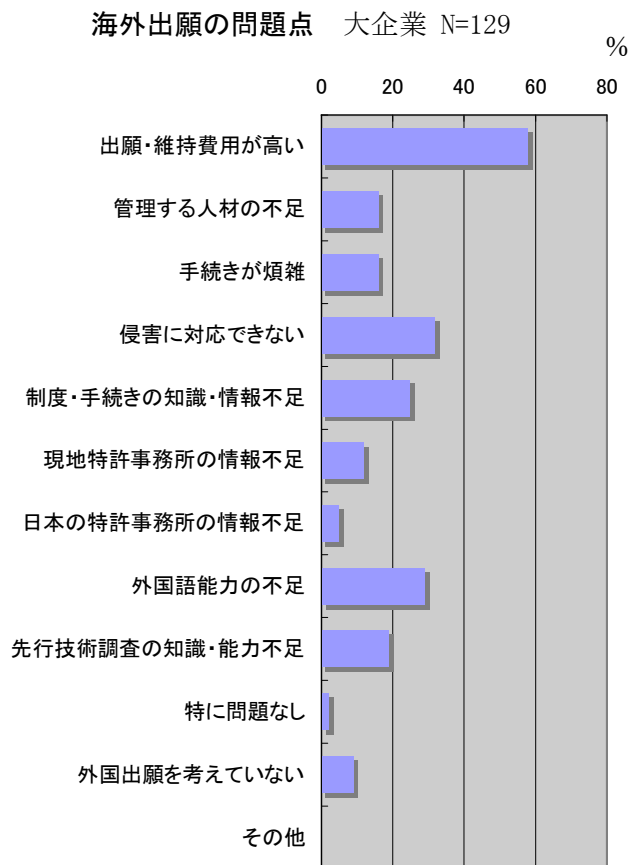
(中小企業の特許出願について)

- 海外特許保有企業における 1 社あたりの保有件数は着実に増加。



(海外出願の問題点、海外出願しなかった理由)

- 大企業における海外出願の問題点は、出願や維持の費用が高いことが最も多く、侵害に対応できない、翻訳などの外国語能力不足と続いている。
- 中小企業では、出願をしない理由として、「海外展開を考えていない」、「関心がない」が多く、出願上の問題点としては、制度・手続きの知識・情報不足が多かった。



※大企業と中小企業で質問の設定を変えている



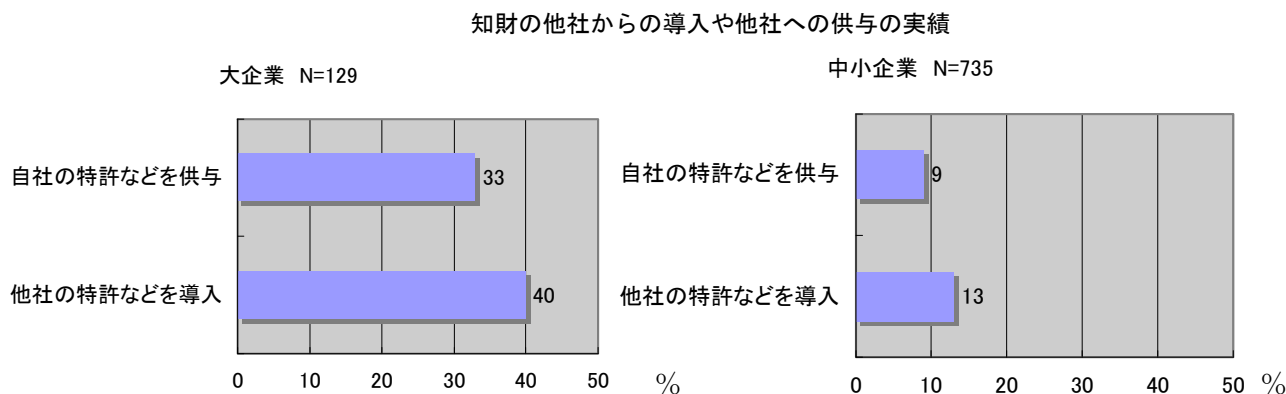
中小企業ヒアリングから

- ・ 海外出願しない理由は、「海外への展開を考えていない」、「維持費用がかかる」、「侵害を発見しても対応できない」など。
- ・ 海外への出願を考えていないとする企業の中にも、海外市場に展開しているネットモールに出店している企業があり、権利化に対する認識は薄い。
- ・ 「権利を取得しても、海外ではイタチごっこになるだけ」、「技術的にはまだ優っており、問題ないと考える」と回答する企業が複数有り。
- ・ 海外における先行技術調査の能力が不足。(以前、取り下げざるを得ないことがあったので調査を行いたいが、どうすればよいか分からない。)

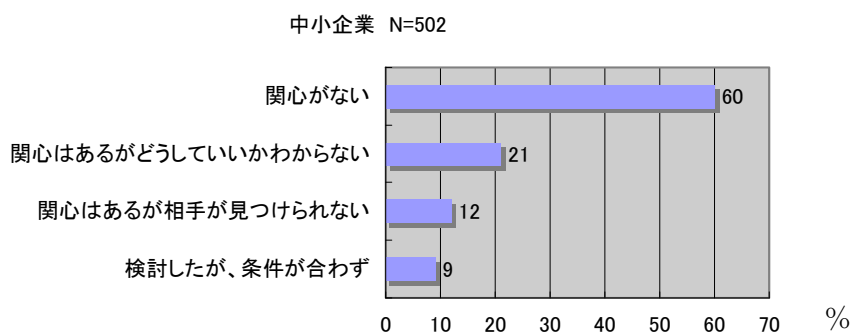
(5) 知財流通について

(知財の導入・供与について)

- 他社の知財の導入・自社知財の供与を行っている企業は、大企業で約1/3、中小企業で約1/10。
- 中小企業では、導入・供与の実績はまだ多くはないが、実績のない企業においても、検討したことがある、関心があるとした企業が42%もある。



中小企業における知財流通に対する関心



中小企業ヒアリングから

- ・ ライセンスを行ったが、経費を回収できる状況にはないとする企業が多かった。
- ・ ライセンスの申し出はあったが、条件面で折り合わなかったとする企業も複数あり。
- ・ ライセンスを行った事例で、周辺特許も必要であることがわかった。我が社にはその価値が分からなかったが、他社は回避案で困っているようで、知財の重要性を認識したとの回答あり。
- ・ 自社の技術が、他社にライセンスできたことに、ライセンス料では測れない満足感があった。
- ・ 特許流通アドバイザー（愛知県知的所有権センター）の紹介で、ライセンスが行われ、満足しているとの意見もあり。

(6) 大学や研究機関の取組（ヒアリングのみ実施）

(知財活動の体制について)

- 大学・研究機関において知財等の専任組織を有しているのは、全体の15%。
- 専任担当者がいる大学は25%（技術・研究支援部門で兼務が30%、総務・企画・産学連携部門で兼務が10%）。
- 著作権に関する体制整備の必要性を感じている。

(知財に関する規定等の整備について)

- 共同研究の実施にあたり、外部との知財所有に関する規定を整備している大学は50%（理系学部を有する大学は70%強、有しない大学では10%未満、研究機関では50%が整備）。
- 規定は設けていないが、共同研究契約等で対応（大学全体の10%、研究機関の30%）。
- 職務発明規定を整備している大学は60%強（理系学部を有する大学は90%以上、有しない大学では20%、研究機関では60%が整備）。

(共同研究におけるトラブルについて)

- 不実施補償（大学は自己実施しないので、共同研究の相手企業が実施した場合は、実施料を大学に支払うという考え方）について、議論になることが多い。また、企業から独占実施保証を求められることがあるとの意見が多数。
- 共同研究先の企業が、無断で研究内容を公表した事例や、逆に、研究機関の研究者が論文発表してしまった事例があり。

(知財保護に対する取組について)

- 大学・研究機関では、権利侵害や模倣被害の積極的なリサーチは困難との意見多数。
- 権利侵害等への対応としては、「警告書」の発送等がほとんどで、訴訟の事例はヒアリングでは聞かれなかった。
- 大学へのパテントトロール（自らは製造を行わず、保有特許に対する侵害等を理由に、巨額の賠償やライセンス料を求めるグループ）からの接触があり、対策を行っているとした大学があり。

(ライセンス実績や活用意向について)

- 大学・研究機関の約20%で、ライセンス許諾等の実績あり。
- 著作権に関するライセンス実績を有する大学もあり。
- 大学間で、実施料収入に大きな差があり、実務レベルでの運用の難しさを感じている大学が多数あり。

(知財活動における問題点)

- 理系学部を有する大学の課題は、「専門人材の不足」、「組織・体制の整備」、「出願・維持経費の確保」。
- 理系学部を有しない大学では、そもそも何をすればよいのかといったノウハウが不足しており、情報が欲しいとする意見あり。
- 国や県に対しては、「民間企業との連携サポート」を希望する意見あり。

V プラン策定の経緯

(1) 委員会開催概要

第1回委員会(平成22年6月15日)

- ・「あいち知的財産創造プラン」進捗状況および知財を巡る環境の変化
- ・新プラン骨子イメージの承認

第2回委員会(平成22年10月22日)

- ・アンケート結果による課題等の整理
- ・中間取りまとめ案の承認

第3回委員会(平成23年3月15日)

- ・調査(アンケート・ヒアリング等)報告
- ・最終案原案承認

(2) アンケート調査実施概要・・・詳細は40ページを参照

ア)実施時期 平成22年8月から9月上旬

イ)調査対象 大企業 349社(回答138社 39.5%)

中小企業 2,666社(回答877社 32.9%)

市町村・関係団体 273団体(回答115団体 42.1%)

※企業については、特許・意匠・商標の出願実績のある企業を対象とした

(3) ヒアリング調査実施概要・・・詳細は40ページを参照

ア)実施時期 平成22年9月から11月

イ)調査対象 中小企業 272社、大学・研究機関等 74機関、県外自治体 5県

(4) パブリックコメント実施概要

ア)実施時期 平成23年1月6日から2月4日

イ)提案総数 40件(郵送1件、FAX3件、Eメール5件、WEB入力31件)

ウ)回答者の属性(2件は団体意見のため属性から除く)

(性別) 男性32名 女性5名 不明1名

(年齢別) 20歳未満 1名

20歳代 2名

30歳代 3名

40歳代 16名

50歳代 6名

60歳代 8名

70歳代 1名

不明 1名

(職業別) 会社員 11名 会社経営 1名

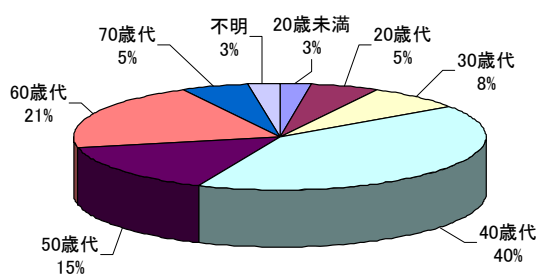
学生 2名 自営 6名

公務員・団体職員 11名 専業主婦 2名

不明 5名

(地域別) 名古屋 16名 尾張(名古屋除く) 10名

三河 6名 県外 3名 不明 3名



エ) 主な意見(意見総数 73 件)

(全体意見)

- ・ 知財をどう活かすのかが重要。売上を増やすのか、地域の活性化を図るのか。
- ・ 3つの視点は的確。中小企業が元気を取り戻すことを期待。
- ・ 国際競争に生き残るため、知財により会社の力を強める施策が必要。

(企業力の強化について)

- ・ 経営戦略→研究開発戦略→知財戦略の三位一体を目指すこと。
- ・ 知財のもたらす利益には、直接利益以外のものもあることを紹介する必要がある。
- ・ ノウハウの秘匿には、営業秘密管理や先使用権の確保が重要。
- ・ 知財を推進するためのインフラ(規定整備等)を最初に整備する必要がある。
- ・ 知的資産を評価する仕組みを検討する必要がある。

(地域力の強化について)

- ・ 冒認出願事例は他人事ではない。情報提供や支援をお願いしたい。
- ・ 地域資源の活用には、マーケティング戦略や事業計画の策定が先決。

(人材育成について)

- ・ 知財支援人材は多くない。人材育成には力を入れて欲しい。
- ・ 子供たちの想像力を伸ばし、未来を切り開く力をつける政策を期待。
- ・ 学校における知財教育は、知財マインド向上に非常に効果的。

(5) 新あいち知的財産プラン(仮称)策定委員 16名(50音順 敬称略)

秋元 浩一	名古屋学院大学 経営学部 教授
生方 眞哉	(株)生方製作所 代表取締役会長
岡田 武	中部経済産業局 地域経済部長
笠原 久美雄	名古屋大学 産学官連携推進本部 教授(座長)
川瀬 康博	(社)中部経済連合会 調査部長
岸上 幹央	名古屋市 市民経済局産業部長
木村 聡	愛知県 産業労働部長
香坂 玲	名古屋市立大学大学院経済学研究科 准教授
佐々木 剛史	トヨタ自動車(株) 知的財産部部長
富澤 孝	日本弁理士会東海支部 副支部長
内藤 義三	弁護士
浜田 恵美子	名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
本多 洋介	本多電子(株) 代表取締役
盛田 謙三	テクノサーチ(株) 新規事業推進室長
山田 圭一	(社)発明協会愛知県支部 事務局長
渡辺 久士	豊橋技術科学大学 産学連携推進本部 客員教授

VI 知財支援機関（抜粋）

<p>愛知県産業労働部 新産業課知的財産グループ</p>	<p>本プランの推進、知財相談、関係機関の紹介、知財に関するセミナー開催、知的財産を活用した研究開発支援等 〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 TEL: 052-954-6350 FAX: 052-954-6977 http://www.pref.aichi.jp/0000009970.html</p>
<p>愛知県知的所有権センター</p>	<p>特許流通コーディネーターによる知財の基礎知識から流通、契約など知財活用について相談、支援 〒448-0013 愛知県刈谷市恩田町 1-157-1 愛知県産業技術研究所内 TEL: 0566-24-1841(代) FAX: 0566-62-0088 http://www.aichi-inst.jp/chiteki/</p>
<p>知財総合支援窓口 (中部経済産業局委託事業)</p>	<p>地域・中小企業等の知財活用・新規事業化をワンストップサービスで支援 名古屋駅前窓口 あいち産業振興機構内(住所は下記参照) TEL: 052-462-1134 FAX: 052-462-1154 http://www.aibsc.jp/tabid/790/Default.aspx 栄・伏見窓口 愛知県発明協会内(住所は下記参照) TEL: 052-223-6765 FAX: 052-265-7779</p>
<p>中部経済産業局特許室</p>	<p>産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の出願、登録手続等に関する相談 〒460-8422 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル B2 TEL: 052-223-6604 FAX: 052-223-6524 http://www.chubu.meti.go.jp/</p>
<p>名古屋税関</p>	<p>知的財産侵害物品の輸出入の差止め(水際での取締り)、知的財産に関する相談 〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 TEL: 052-654-4116(業務部 知的財産調査官) http://www.customs.go.jp/nagoya/</p>
<p>日本弁理士会東海支部</p>	<p>弁理士による無料特許相談(特許・意匠・商標なんでも 110 番) 諸外国の制度や知的財産権全般 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 8F TEL: 052-211-3110 FAX: 052-220-4005 http://www.jpaa-tokai.jp/index.php</p>
<p>財団法人 あいち産業振興機構</p>	<p>専門家の派遣、海外出願経費の補助 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち 14F TEL: 052-715-3075 FAX: 052-563-1438 http://www.aibsc.jp/</p>
<p>一般社団法人 愛知県発明協会</p>	<p>弁理士による無料知財相談 発明表彰、少年少女発明クラブの支援等の発明奨励 〒460-8422 愛知県名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル B2 TEL: 052-223-5641 FAX: 052-221-7964</p>

VII 用語集

	用語	解説
あ	IMD 国際競争力	スイスのビジネススクール IMD が毎年発表している世界約 60 カ国を対象とした国際競争力指数。
	あいち中小企業応援ファンド	地域資源を活用して新事業展開を図る中小企業者を支援するファンド。あいち産業振興機構が関連業務を実施している。
	愛知の発明の日	豊田佐吉翁が動力織機の特許を取得した 8 月 1 日を県独自の発明の日として指定し、各種啓発活動を実施。
	新しい公	行政はもとより、県民、NPO、企業など様々な主体の参加によって、拡大する行政ニーズを地域全体で支えるという考え方。
	アンドロイド	google (株) が無償公開したリナックスをベースとする携帯端末 OS。世界中で対応機種が発表され、シェアが拡大している。
い	意匠	新規性と創作性があり、美観を起こさせる外観。物品の形状・模様・色彩のデザイン。産業財産権の一つ。
	違法ダウンロード	違法にネット上に公開された音楽や映画、ゲーム等を、違法と知りつつダウンロードすること。
え	営業秘密	企業が経営上秘密として保護すべき情報等。不正競争防止法では、法律により保護される営業秘密は、秘密管理性、有用性及び非公知性の 3 要件を満たすことが必要であるとされている。
お	オープン・イノベーション	研究開発の資源を外部から導入もしくは外部へ提供し、戦略的な知財活用を進めること。
	オープンソース	仕様(ソースコード)が公開され、誰もが利用・再頒布・改変が可能なソフトウェア。
か	科学技術コモンズ	研究段階で自由に利用できる特許を集約し、それらの流通を促進することを目指して、独立行政法人科学技術振興機構が開始した制度。
き	技術経営	技術と経営の両方を理解することにより、経済的価値につながる研究開発を進めること。
	QRコード	デンソーの開発部門(現在はデンソーウェーブ)が開発した 2 次元バーコード。部品管理等のために考案されたが、広く仕様が公開されたことから、様々な用途で利用されている。なお、「QR コード」という名称はデンソーウェーブの登録商標(第 4075066 号)。
く	グローバル出願率	本国への出願件数のうち、海外へも出願された件数の比率。
け	県有特許	県の試験研究機関において創出された特許等。企業との共同研究によるものを除き、多くは県内企業に有利な形で広く公開されている。 http://www.pref.aichi.jp/0000006634.html
こ	公設試験研究機関(公設試)	地方自治体が設置している試験研究機関。愛知県には、環境調査センター、発達障害研究所、衛生研究所、産業技術研究所、農業総合試験場、水産試験場、森林・林業技術センター、がんセンター研究所がある。
	COP10	平成 22 年に名古屋で開催された、多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するための国際条約である「生物多様性条約」の締約国による 10 回目の会議。

	用語	解説
さ	サポートデスク(江蘇省)	中国に進出した本県企業の支援を行うため、県が江蘇省に設置した支援窓口。
	産業財産権	知的財産のうち、特許庁への登録により権利が発生する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの総称。
し	ジェトロ(JETRO)	独立行政法人日本貿易振興機構。日本と海外の企業の円滑な貿易の進展を目的として設立された。
	ジオパーク	地球科学的に見て、重要な地質遺産を含むエリア。世界ジオパークには、日本から4件が登録されている。
	市場の喪失	我が国産業の行き詰まりの背景については、産業構造ビジョン2010(産業構造審議会産業競争力部会報告書)で分析されており、次のアドレスより報告書の入手が可能。 http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/24.html
	上海 IPG	中国において、模倣品や海賊版といった問題に対処するため、情報交換や現地政府との協力活動を行う現地日系企業の組織。
	少年少女発明クラブ	子供たちのモノづくりや発明を奨励する(社)発明協会の組織。全国で約200のクラブが活動中。
	商標	自社の商品やサービスを他社のものと区別するために使用するマークなど。産業財産権の一つ。
	侵害訴訟対策	家電製品などでは、一つの製品に多数の特許が関係しており、他社からの訴訟リスクを回避するため、より広範囲に多数の特許をとる必要が生じているとされている。また、賠償金目的に侵害訴訟を繰り返すグループの存在も特許増加の一因になっているとの指摘もある。
せ	先使用权	他人が出願する前に、その発明を実施(準備含む)していた場合、権利化していなくても継続実施できる権利。
	全日本児童発明くふう展	(社)発明協会が開催する、子供たちの発明と工夫の全国展。恩賜表彰と14の特別賞などが選ばれる。
そ	創意工夫功労者表彰	優れた創意工夫により、科学技術の進歩や改良に寄与した個人等を文部科学大臣が表彰するもの。
ち	地域資源	地域の特徴的な工芸品や農林水産物、自然、文化、歴史などの資源。
	地域団体商標	地名と商品名やサービス名からなる商標。H18 から申請要件が緩和され、全国レベルで登録が拡大。
	知的所有権センター	特許流通と特許情報利用のため、国が各都道府県に設置(H23からは、特許流通を中心に県等が運営)。
	知財経営	競争力の源泉として知的資産を経営戦略に位置づけ、事業活動に組み入れること。
	知財人材交流研究会	知財や経営支援人材のネットワーク構築を目的とした研究会。H20から、県と中部経済産業局が開催。
	「知の拠点」	モノづくり産業の技術革新を目指し、産学官連携の共同研究プロジェクト等が行われる拠点(26ページ参照)。
	中小企業地域資源活用促進法	地域資源を活用した中小企業の事業活動を支援する法律。平成19年6月に施行された。

	用語	解説
て	テクノサーチ	特許庁の委託を受け、特許審査に必要な先行調査を行う、名古屋にある我が国初の民間調査機関。
と	特許	新規かつ有用な発明を公開する代償として、一定期間の独占権を国が付与すること。発明奨励と産業発展が目的。
	特許マップ	特許情報を図面・グラフ等で表し、技術動向を把握・整理するもの。技術開発や経営戦略の立案に当たり活用される。
	特許権利用率	特許権の所有件数(持ち分比率のあるものはその比率分)のうち、実施許諾又は自らが利用しているものの率。
に	ニューツーリズム	テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた、新しいタイプの旅行。
の	ノウハウ	産業上利用可能で秘密にされた技術的情報。技術的指導といった無形のものも含まれる。
	農工商等連携促進法	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律。平成20年7月に施行された。
	農林水産知財保護コンソーシアム	海外における農林水産物の模倣・冒認出願の監視、調査、相談等を行う組織。
は	ハンズオン支援	様々な支援を継続的かつきめ細かく行うこと。
ひ	B級グルメ	地域で日常的に食されている安価でおいしい飲食物。
	PCT出願	本国への手続きにより、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)加盟国全ての国での、出願日が確保できる国際出願の方法。中小企業にも、有利な制度となっている。
ふ	不正競争防止法	適正な競争確保のため、営業秘密の不正取得や周知表示の不正使用、形態模倣などを規制する法律。
	ブランド	地域や企業の独自性や価値を代表するシンボル、呼称等。家畜の所有権を示す焼き印が語源。
ほ	冒認出願	権利を有しない第三者による出願。日本の地名が海外で出願される事例が発生している。
	ポートフォリオ化	複数の知財を組み合わせせた「群管理」。知財の価値や防衛力を確保する戦略的な知財管理手法。
も	模倣品	既に流通している商品を模倣(特許権や商標権を侵害)した商品のこと。著作権を侵害した商品は海賊版と言われる。
や	闇製造	正規に製造委託を行っている工場が、密かに発注以上の製造を行い、非正規ルートに製品を流すこと。
ゆ	ユネスコ無形文化遺産	ユネスコが無形文化遺産条約に基づき登録するものであり、人類無形文化遺産の代表。
	ゆるキャラ	地域情報のPR等に使用するマスコットキャラクター。扶桑社及びみうらじゅん氏により商標登録されている。
り	リナックス	フィンランドの学生が発表したパソコン用のOS。無償公開のため、全世界で改良され利用されている。
ろ	6次産業化	1次(農林水産)、2次(製造)、3次(小売等)産業の一体化により、農林漁業者の経営多角化を目指す造語。

新あいち知的財産プラン

発行年月 平成23年5月
編集・発行 愛知県産業労働部新産業課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460-8501）
TEL 052-954-6350（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6977
E-mail shin-san@pref.aichi.lg.jp
URL <http://www.pref.aichi.jp/shin-san>

